

事務連絡  
平成28年9月9日

各文部科学大臣所轄宗教法人 御中

文化庁文化部宗務課

平成28年熊本地震により被災した宗教法人の建物等の復旧のための  
指定寄附金制度に係る申請の手引について（送付）

このたび、平成28年8月26日付けで財務省告示第248号が公示されるとともに、「平成28年熊本地震により滅失・損壊をした公益的な施設等の復旧のための指定寄附金の取扱要領」が発せられ、これを受け、平成28年9月9日付けで文部科学省大臣官房政策課事務連絡「平成28年熊本地震により滅失・損壊をした公益的な施設等の復旧のための指定寄附金の取扱いについて」が発せられました（以下「告示等」という。）。

ついては、文化庁文化部宗務課において、宗教法人が告示等に基づき指定寄附金に係る確認申請等をするための手引として、下記文書を作成しましたので、送付します。

貴法人におかれては、指定寄附金に係る確認申請又は副申申請及びこれに係る質問、相談等をする場合には、告示等及び下記の送付文書に則り、御対応いただくようお願いいたします。

#### 記

- 1 指定寄附金制度に係る申請の手引  
（宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合）
- 2 申請様式（宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合）
- 3 指定寄附金制度に係る申請の手引  
（包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合）
- 4 申請様式（包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合）
- 5 手続のフローチャート  
（包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合）
- 6 指定寄附金の申請について（ポンチ絵）

（本件担当）  
文化庁文化部宗務課宗教法人室法規係  
〒100-8959  
東京都千代田区霞が関3-2-2  
TEL03-5253-4111（代表）（内線3016）  
FAX03-6734-3819  
e-mail shuhoujin@bunka.go.jp